



手続き・申請

**【母子・父家庭の方へ】児童扶養手当をご存知ですか？**

問 伊奈庁舎こども福祉課

☎ 58・2111 (内線4204)

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の、生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。この手当は申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

▼支給要件（受給者資格） ①次

① 父または母が死亡した児童  
 ② 父または母が重度の障がいの状態にある児童  
 ③ 父または母の生死が明らかでない児童  
 ④ 父または母に一年以上連絡がとれず、父母が養育を放棄している児童  
 ⑤ 父または母が一年以上拘禁されている児童  
 ⑥ 母が婚姻せずに生まれた児童  
 ⑦ 母が妊娠した当時の事

情が不明である児童

⑨ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

◎ 「児童」とは、0歳～18歳の方をいいます。※18歳の方は、18歳になった年度末まで。ただし、心身におおむね中度以上の障がいがある場合は、20歳未満までとなります。受給者・児童ともに国籍は問いません。

※配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）と生計同一であるときや、日本国内に住所がないときには支給されません。受給者が公的年金を受給している場合で、年金額が児童扶養手当額より少ないときは、その差額分の児童扶養手当を受給できません。

▼手当の支給 児童扶養手当の金額は、受給資格者本人と、

受給資格者と生計同一の扶養義務者（親族）の所得金額に応じて、手当の全部が支給される場合と手当の一部のみが支給される場合があります。 ※所得額により、全部が支給停止となる場合もあります。

▼所得制限 児童扶養手当には所得制限があります。受給資格者本人、配偶者および生計

同一の扶養義務者（父母、子、祖父母、兄弟など）の所得により、手当額が決まります。詳細についてはこども福祉課までお問い合わせください。

▼手当の支払日 手当は、認定請求した月の翌月から支給され、年3回、支払月の前月分までの手当が支払われます。

▼現況届の提出 毎年8月に、すべての受給資格者には現況届を提出してもらいます。現況届とは、その年の8月から翌年7月までの手当を受ける資格を確認するための手続きです。

※受給資格者の方で、まだ現況届の手続きがお済みでない方は、早急に手続きをしてください。



手続き・申請

**特別弔慰金の請求手続きはお済みですか**

問 伊奈庁舎社会福祉課

☎ 58・2111 (内線4108)

第十回特別弔慰金の請求期限は4月2日(月)です。この期限を過ぎると、特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

▼対象者 戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日時点で、公務扶助料や遺族年金などを受けられない場合に、次の順番による先順位の遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

(1) 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

▼支給内容 国債名称 第十回特別弔慰金国庫債券 い号 額面 25万円（5年償還）

▼請求期限 4月2日(月)



手続き・申請

**県民交通災害共済の加入を受け付けます**

問 伊奈庁舎安心安全課

☎ 58・2111 (内線2502)

県民交通災害共済は、道路を運行中の自動車、バイク、自転車などの接触、衝突などの交通事故に遭った会員の方に見舞金を支払う共済制度です。

加入を希望する方は、会費を保持の上、申込窓口までお越しください。

▼共済期間 4月1日(日)～平成31年3月31日(日)  
 ※4月1日以降に加入した場合